

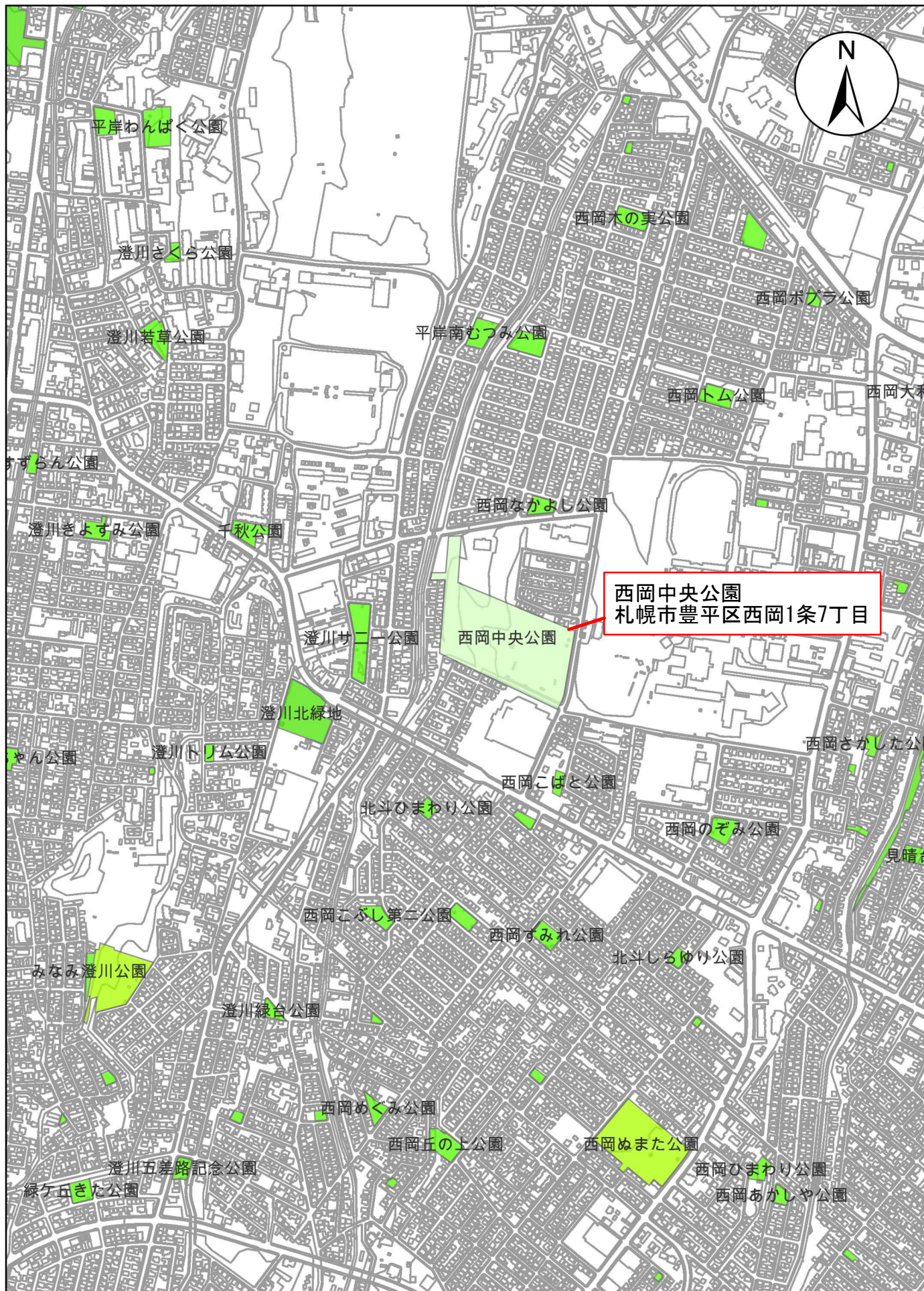
令和 5年度

業務設計書（公示用）

業務名： 西岡中央公園施設改修及び樹林地管理計画検討業務

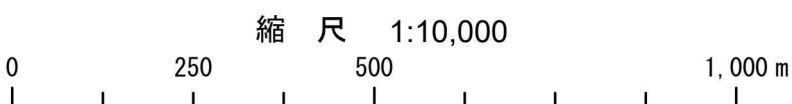
令和 5年 7月 単価適用

豊平区土木部維持管理課公園緑化係



西岡中央公園
 札幌市豊平区西岡1条7丁目

位置図



1/2,500札幌市現況図DMより作成「軽量地図」を使用 |

()	業務名	西岡中央公園施設改修及び樹林地管理計画検討業務
-----	-----	-------------------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

業務説明書

1. 概要

設計面積：西岡中央公園 46,815㎡

【測量業務】基準点測量一式、路線測量一式、用地測量一式

【設計業務】公園緑地設計一式、打合せ一式、住民説明用資料作成一式

2. 場所

札幌市豊平区西岡1条7丁目

3. 期間

契約書に示す着手の日から令和 6年 3月18日までとする。

4. 図面

別紙のとおり（図面2枚）

5. 仕様書

札幌市土木設計業務共通仕様書、札幌市公共測量仕様書、札幌市公共測量作業要領による。上記仕様書及び要領は、札幌市財政局工事管理室ホームページ「技術基準」(<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kijun/kijun.html>)、建設局管理測量課ホームページ「測量の技術基準」(https://www.city.sapporo.jp/doboku/sokuryo/gijutu/g_01.html)にて公開している。そのほか業務に必要なものは、関係仕様書及び指針による。

6. 特記仕様書

別添のとおり。

特記仕様書（公園緑地設計業務仕様書）

1. 総則・一般

(1) 適用

受託者は、札幌市土木設計業務共通仕様書等、本業務に関係する仕様書の内容について十分理解し、業務に取り組むこと。

(2) 一般事項

受託者は、「札幌市設計業務共通仕様書 4-1-3 設計に関する一般事項」に記載されているとおり、現地の特性・現状等の与条件を把握し、当該業務を責任をもって遂行し、正確かつ丁寧に業務に取り組むこと。

(3) 主任設計者の資格

本業務の主任設計者は、表1に示す◎印を付した部門を一つ以上有する者、登録ランドスケープアーキテクト(RLA)、または表2に該当する者を配置すること。

表1. 技術士、RCCM資格者

技術士		RCCM	
技術部門	部門指定	専門技術部門	部門指定
1 機械		1 河川、砂防及び海岸・海洋	
2 船舶・海洋		2 港湾及び空港	
3 航空・宇宙		3 電力土木	
4 電気電子		4 道路	
5 化学		5 鉄道	
6 繊維		6 上水道及び工業用水道	
7 金属		7 下水道	
8 資源工学		8 農業土木	
9 建設	◎	9 森林土木	
10 上下水道		10 造園	◎
11 衛生工学		11 都市計画及び地方計画	◎
12 農業		12 地質	
13 森林		13 土質及び基礎	
14 水産		14 鋼構造及びコンクリート	
15 経営工学		15 トンネル	
16 情報工学		16 施工計画、施工設備及び積算	
17 応用理学		17 建設環境	
18 生物工学		18 機械	
19 環境		19 水産土木	
20 原子力・放射線		20 電気電子	
21 総合技術監理	◎	21 廃棄物	
		22 建設情報	

表2. 実務等経験者

「当該設計業務に関する技術上の知識を有し、次のいずれかに該当する者」で委託者が承諾した者。
(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について13年以上の実務経験を有する者
(2) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について15年以上の実務経験を有する者
(3) 学校教育法による高等学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について17年以上の実務経験を有する者

(4) 業務期間

本業務は、業務着手日を令和5年8月25日と想定し、業務期間の設定及び積算を行っている。

- (5) 疑義について
業務の遂行において仕様書等に明示されていない事項があるとき、または疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議し定めるものとする。
- (6) 中立性の保持
受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。
- (7) 環境への配慮
 - 1) 本業務の履行においては、札幌市において独自に設けている環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めるものとする。
 - 2) 設計にあたっては、公共工事の環境への影響や対策を検討し、実施すべき配慮事項を定めた「札幌市公共工事環境配慮ガイドライン(土木工事)」(平成29年8月 札幌市環境局環境都市推進部環境管理担当課HP内「市役所のEMS」に掲載)をふまえた上で進めることとし、結果については「公共工事環境配慮チェックリスト(設計)」を作成すること。

2. 業務内容

(1) 業務の目的

本業務は、老朽化した施設の更新や樹林地の管理計画について検討し、地域住民や公園で活動する団体と調整を行い、今後の実施設計に向けた状況整理を行うことを目的とする。

(2) 対象地概要

- ・ 公園名 : 西岡中央 公園
- ・ 所在地 : 札幌市 豊平区西岡1条7丁目
- ・ 整備内容 : 部分改修 (駐車場、自由広場、テニスコート、パークゴルフ場、休養施設、遊具広場、照明灯、フェンス、園路)

機能特化公園整備 無

(3) 資料の提供

業務着手後、担当職員により表3に示す○印を付した資料を提供する。

表3.提供資料一覧

○	現況図、敷地図、施設位置図のデータ(CADデータ(DWG)またはPDFデータ)
○	既存施設(遊器具等)の点検結果
○	造成又は改修時の工事図面
○	西岡中央公園樹木調査における考察及び今後における提案(令和3年札幌市公園緑化協会)
○	ボーリング調査結果(対象地近辺1箇所)

(4) 守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

受託者は前項により、担当職員から資料の提供を受けた場合、又は業務遂行上知りえた個人情報等については、「札幌市土木設計業務共通仕様書 1-30守秘義務」及び「同仕様書 1-48個人情報の取扱い」に基づき該当する情報の管理を適切に行うこと。

(5) 測量

本業務において、設計の資料とするために設計図書に記載の測量を行う。作業にあたっては、「札幌市公共測量仕様書」及び「札幌市公共測量作業要領」に従い作業を行うこと。

1) 基準点測量

① 4級基準点測量(細部多角測量)

地域条件及び既知点との位置関係を総合的に検討し、安定的かつ経済的な基準点網を作成すること。

② 謄本交付手数料

必要に応じ、国土地理院より既知点成果の交付を受けること。

2) 路線測量

① 作業計画:作業内容を確認し、作業計画書を作成するほか、各種準備を行うこと。

② 現地踏査:現地の状況把握、作業範囲の確認等のために現地踏査を行うこと。

③ 中心線測量:縦横断測量の測点の中心杭を設置すること。

④ 縦断測量:設置した中心杭を基準として、標高観測等を行い、縦断図を作成すること。

⑤ 横断測量:設置した中心杭を基準として、距離及び標高観測等を行い、横断図を作成すること。

3) 用地測量

① 用地現況測量(建物等):現況地物、樹木位置、地形の測定、観測データの整理等を行うこと。

(6) 基本計画

基本計画の業務内容は、「札幌市土木設計業務共通仕様書 4-2-3基本計画」及び下記による。なお、下記の内容は、同仕様書の内容を補完するものである。

1) 現況把握(施設・樹木)

下記項目のほか各整備対象公園ごとに必要な調査を行い、整備計画に反映させること

- ・ 敷地境界の確認(境界石の有無、敷地図との整合性、不法占用等支障物件の把握等)
- ・ 業務対象地の地形、地質、土壌等の調査・資料収集等
- ・ 既存施設(遊具、休養、管理、給排水施設等)の調査
- ・ 既存樹木の調査
- ・ 既存埋設物(電気、上下水道、ガス等)の調査(公園内についても確認すること)
- ・ 周辺住民等の意識調査
- ・ 周辺施設(公園、教育施設、福祉施設、高齢者向け施設、集会施設、商業施設、街路樹、電柱等)の調査

- ・ 周辺状況(人口構成、インフラ整備状況、歴史文化、景観等)の調査
 - ・ 業務対象地の地域地区等(用途地域、風致地区等)の調査
- 2) 敷地分析
 - ・ 現況把握及び札幌市からの資料提供等により得られたデータを多面的に分析し、問題点等を把握する。
 - 3) 計画内容の検討及び設定
 - ・ 樹木については、工事実施時の影響及び移植などについて検討する。また、「公園樹木の取り扱い方針(改訂版)」に基づき計画し、伐採・移植を行う場合は、すべての樹木について伐採・移植理由を整理する。
 - ・ 計画内容の検討に当たっては、これまで公園管理者が実施した調査・提案を踏まえ検討を行う。
 - ・ 当該公園は、望月寒川の流域貯留施設(平成16年整備)であることから、札幌市下水道河川局事業推進部より情報を入手すること。
 - 4) 基本計画図の作成

5) 基本計画説明書の作成

- ・ 現況把握、敷地分析により把握した、対象地の状況を正確に記述し、計画にどのように反映されているかがわかりやすいようにまとめる。

(7) 基本設計

基本設計の業務内容は、「札幌市土木設計業務共通仕様書 4-2-4基本設計」及び下記による。なお、下記の内容は、同仕様書の内容を補完するものである。

1) 与条件の細部検討

- ・ 基本計画、測量調査成果、現地踏査、過年度工事図面等より、施設改修を検討するうえで必要となる条件を確認・整理する。

2) 諸施設の検討及び設定

- ・ 上記の条件を踏まえ、改修対象となる施設の諸元、規模、構造等を検討する。検討にあたっては、建設コストの縮減、維持管理コストの縮減並びに施設の長寿命化対策を必ず検討し、検討結果を施設ごとに取りまとめること。改修対象は下記のとおり。

①自由広場

基本的には現状の規模等を維持し、老朽化した施設更新のみを検討するが、全体の改修計画内容に応じ、より有効利用できる施設となるよう検討すること。また、流域貯留施設については現状の機能を維持すること。

②遊具広場

造成時の配置を基本とする。

②パークゴルフ場

パークゴルフ場として円滑な利用者動線とコースレイアウトを確保し、利用率の向上を図ることができる施設とすること。樹木に関しては利用に支障のないように整理し、既存パークゴルフ場と同等のホール数を計画すること。

③駐車場

駐車台数について適正数確保したうえで、バリアフリーにも配慮すること。

④テニスコート

現状アスファルトコートであるが、砂入人工芝として計画し、周辺の公園の整備状況や、指定管理者への聞き取りによる利用者数の調査を踏まえ、適切な面数を設計すること。

⑤インフラ整備

各施設の改修に併せて、対象範囲のインフラ設備の改修計画を策定する。施工期間が複数年に渡るため、インフラ設備の供給元と排出先の振替方法や順序を十分検討すること。

・ 雨水・汚水排水設備

雨水・汚水排水設備の設置状況を踏まえ、下水道河川局にて対象地の排水区域を確認したうえで、雨水流出量の計算等必要な検討を行うこと。

・ 流域貯留施設

流域貯留施設が設置されていることから、その機能の保全に努めること。また変更を加えようとする場合は、あらかじめ下水道河川局に確認すること。

・ 給水設備

給水設備の設置状況を踏まえ、計画使用料や水利計算等必要な検討を行うこと。

・ 電気設備

電気設備の設置状況を確認したうえで電圧降下計算等必要な検討を行い、配電設備設置計画(電気引込、分電盤等)、公園等配置計画(LED化、照度分布など)などのその他の必要な電気設備について検討し、改修計画に反映させること。

⑥園路

各種法令及び基準に適合した移動等円滑化園路及び管理用道路を検討し、改修計画を策定すること。また、樹林地の散策路についても整備を検討すること。

⑦フェンス

老朽化した施設更新を検討すること。

⑧樹林地計画

西岡中央公園における今後の樹木管理について、利用者等の意見を踏まえたうえで検討すること。

3) 基本設計図の作成

- ・ 前項までの検討結果を踏まえ、主に以下の事項について改修計画図の作成を行う。改修計画平面図、造成断面図、施設平面図、設備平面図(雨水排水、汚水排水設備、給水設備、電気設備)、各種詳細図、そのほか必要図面

4) 概算工事費の算出

- ・ 改修計画図に基づき、工区及び年次ごとの概算工事費を算出する。各施設の工事費算出に当たっては、積算方法、歩掛根拠について明記すること。

- 5) 基本設計説明書の作成
 - ・ 前項までの結果を報告書として取りまとめること。なお、工区分けして改修順序を検討し、改修年次計画を作成すること。施工の手戻りがなく、また、工区ごとのインフラ設備の供給元・排出先の振り替え順序及び施設の健全度評価・更新見込み年についても留意して検討すること。
 - 6) 鳥瞰図及び透視図の作成
 - ・ 基本設計の内容を基に、鳥瞰図を作成すること。
 - ・ 鳥瞰図作成の視点の位置等は、担当職員と協議の上決定する。
- (8) 住民参加型業務
地域特性や地域のニーズに合わせ、広く住民の意見を計画・設計に反映する、住民参加型の公園づくりを進めるため、住民説明会又は簡易なワークショップ等を行う。
- 1) 本業務で行う住民参加型業務
 - ・ 住民説明会(2回実施を想定)
 - 2) 標準作業内容
 - ・ 下記に示す項目は標準的な作業内容であり、実際の作業内容は担当職員と協議の上決定すること。
 - ①準備 ----- ・説明用資料の作成
 - ②実施 ----- ・計画、設計内容の説明
 - 第1回/説明会(事業概要の説明、計画案の説明、住民要望の聴取など)
 - 第2回/説明会(修正計画案の説明)
 - ・説明会結果のまとめ作成
 - 3) その他留意事項
 - ・ 住民説明会については原則開催することとするが、新型コロナウイルスの流行状況に変化が生じた場合や地域住民等との調整により開催が困難と判断された場合、発注者の指示により住民説明会以外の方法で合意形成を図る場合がある。この場合は設計変更にて対応することとする。詳細は発注者と協議すること。
 - ・ 住民説明会の開催にあたっては、近隣住民の参加が動機づけられるよう、周知方法や実施方法を検討すること。
- (9) 測量
本業務において、実施設計の資料とするため、設計図書に記載の測量を行う。作業に当たっては、「札幌市公共測量仕様書」及び「札幌市公共測量作業要領」に従い作業を行うこと。
- (10) 打合せ
打合せは、業務着手時、中間打合せ2回、成果物納入時の計4回以上とし、すべてに主任設計者が出席すること。
- (11) 打ち合わせ簿の作成
業務遂行の過程で担当職員及び関係機関との打合せや協議を行った際は、打合せ終了後ただちに打ち合わせ簿(様式第1-2号)を作成し、担当職員に提出すること。
なお、協議簿が必要な打合せは対面による打合せの他、メールや電話での打合せ、及び担当職員からの指示事項等も含むものとする。
関係機関との打合せを行った場合は、対応者の所属及び氏名を聞き取り、打ち合わせ簿に記載すること。
各打ち合わせ簿には、打合せ参加者の署名、捺印により協議簿の有効性を確保するものとする。
- (12) アスベスト及びその他有害物質の確認について
四阿や便所等の撤去解体を伴う工事については、アスベスト等の有害物質の有無を施工当時の図面等により確認すること。
有害物質の使用が確認された場合は、その取り扱いについて担当職員と協議すること。

(13) 特定外来生物(植物)について

現況把握の際に、特定外来生物(植物)の有無を確認すること。

特定外来生物(植物)の生育が確認された場合は、現況平面図に記載するとともに、その取り扱いについて担当職員と協議すること。

道条例に基づく指定外来種(植物)についても、同様とする。

3. 成果品

(1) 一般事項

- 1) 成果品作成にあたっては、再生紙の使用及び両面印刷を行うよう努めること。
- 2) 本業務は電子納品対象外とするが、成果品については電子データ(CD-R、DVD-R等)で正副2部提出すること。提出データについては下記成果品一覧の項目とする。
- 3) 電子データについてはウイルスチェック済みのものを提出すること。
- 4) 電子データのラベルについては工事のラベルに準ずること。

(2) 成果品一覧

本業務において、作成する成果品は、「札幌市土木設計業務共通仕様書 4-2-6 公園設計の成果品」によるほか、下記の事項について取りまとめることとする。

1) 成果報告書

①業務概要

- ・ 設計業務概要、履行期間、業務委託料、当該業務の目的・内容、受託者名(住所、電話番号、FAX番号、担当者名)、委託者名(所属、電話番号、担当職員名)等

②基本計画説明書

- ・ 基本計画で整理した内容について、検討過程も含めて提出する。
- ・ 多様な意見の反映の為に工夫した点についても明記する。

③基本計画図(着色平面図)

④鳥瞰図及び透視図

⑤移動等円滑化園路図

- ・ 「札幌市公園緑地工事設計要領 第5節.3-5 園路広場整備工」を確認の上、担当職員と協議し、特定公園施設及び移動等円滑化園路が判別できる図面を作成する。

2) 設計図面

札幌市公園緑地工事設計要領に基づき作成する。

電子データはDWG、DXF、JWWを基本とし、担当職員の指示によること。

3) 数量計算書

①設計計算書

- ・ 標準品以外のすべての構造物の構造計算書。なお、小規模な場合は担当職員と協議の上決定すること。
- ・ 容量計算が必要な、給水、雨水、電気施設等についての容量計算書等。
- ・ 以上の内容について、計算式等の出典元及び、その計算過程も明記する。

4) 打ち合わせ簿

- ・ 業務遂行過程で作成した過去の打ち合わせ簿をまとめて提出する。
- ・ 打ち合わせ簿には打ち合わせに参加した者の所属、氏名を明記する。

5) 情報収集結果

- ・ 道路台帳、埋設物調査結果等の業務遂行段階で収集した資料。
- ・ 既存樹木一覧表
- ・ 伐採・移植木整理票

6) その他関係資料

- ・ リサイクル計画書
- ・ 公共工事環境配慮チェックリスト(設計)

4. その他

(1) 設計にあたっての留意事項

- 1) 遊具、シェルター等の構造計算書については、製造会社による計算であっても、受託者がその内容について十分理解し、札幌市とのやり取りは受託者が責任をもって行うこと。
- 2) 排水協議等、関係機関及び地元町内会との調整が必要となった場合は、担当職員と協力し責任を持って行うこと。また、協議後すみやかに打ち合わせ簿を提出すること。
- 3) 受託者は、業務着手時に担当職員により提示される工事費の予定額を超えないよう常に留意して設計すること。
- 4) 埋蔵文化財包蔵区域内であるかを確認し、包蔵地、可能性地、大規模開発に該当する場合は埋蔵文化財課への協議が必要なため、詳細について担当職員と協議をすること。

条件明示書

1. 設計業務補正係数

基本計画、実施設計に係る補正係数は、「土木事業委託積算基準(北海道建設部、2022年10月版)」に基づき、下記の設計条件を元に算出すること。

表. 西岡中央公園補正係数

項目	適用変化率	補正係数	備考
公園種別	近隣公園	(基準面積) 2.00 ha	業務面積から近隣公園を適用
対象面積	2.61 ha	(補正面積) 2.61 ha	
地形	丘陵地	1.1	
資料の提供	有り	0.9	
発注形式	基本計画+基本設計	0.85	
整備水準	普通	1.0	
補正係数	基本計画	0.99	小数第3位四捨五入2位止め
補正係数	基本設計	1.01	小数第3位四捨五入2位止め

2. 測量業務補正係数

表. 西岡中央公園補正係数

項目	適用変化率	備考
地域による分類	耕地	公園内での作業のため
地形による分類	丘陵地	
交通量	12時間当たり 0-1000 台	公園内での作業のため
曲線数	0	
測量幅	155m以上~165m未満	
測点間隔	10m	

※冬期労務費補正: 無

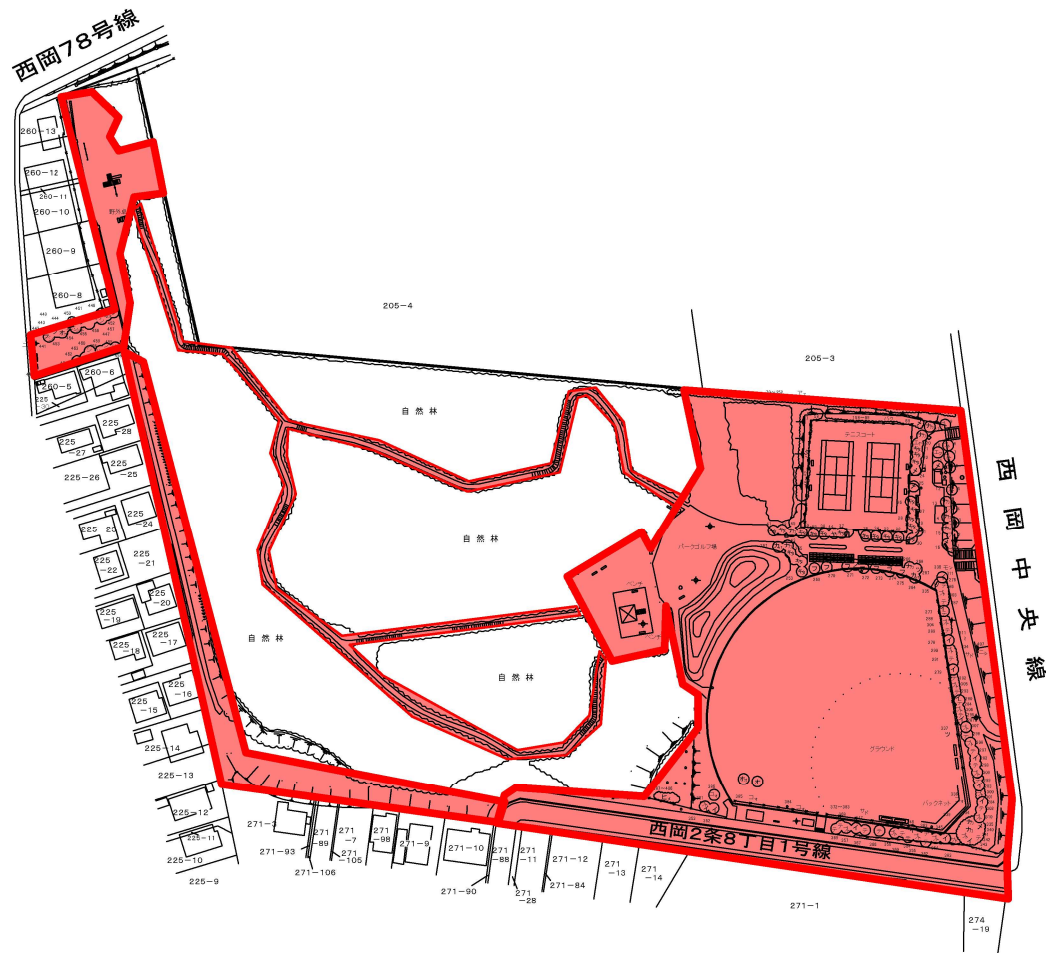
3. 旅費交通費

設計業務における「打合せ、関係機関協議、現地作業(現地踏査、点検等含む)」に係る旅費交通費には、住民説明会等に係る旅費交通費も含むものとする。

なお、測量業務に係る「打合せ、関係機関協議」は、設計業務と同時に行うことを想定しているため旅費交通費は計上しない。

都市公園台帳現況平面図

西岡中央公園施設改修及び樹林地管理計画検討業務



凡 例	
○	汚水 柵
□	雨水 柵
⊖	制水 柵
Ⓜ	マンホール
	石 積(傾)
	石 積(直)
	コンクリート擁壁(傾)
	コンクリート擁壁(直)
	ブロック(傾)
	ブロック(直)
	ブロック塀
	生 垣
	金 網 柵
	鉄 柵
	投 光 器
	照 明 灯
	北 電 柱
	電 話 柱
	街 路 灯
	消 火 柱

整理番号	豊地 4
------	------

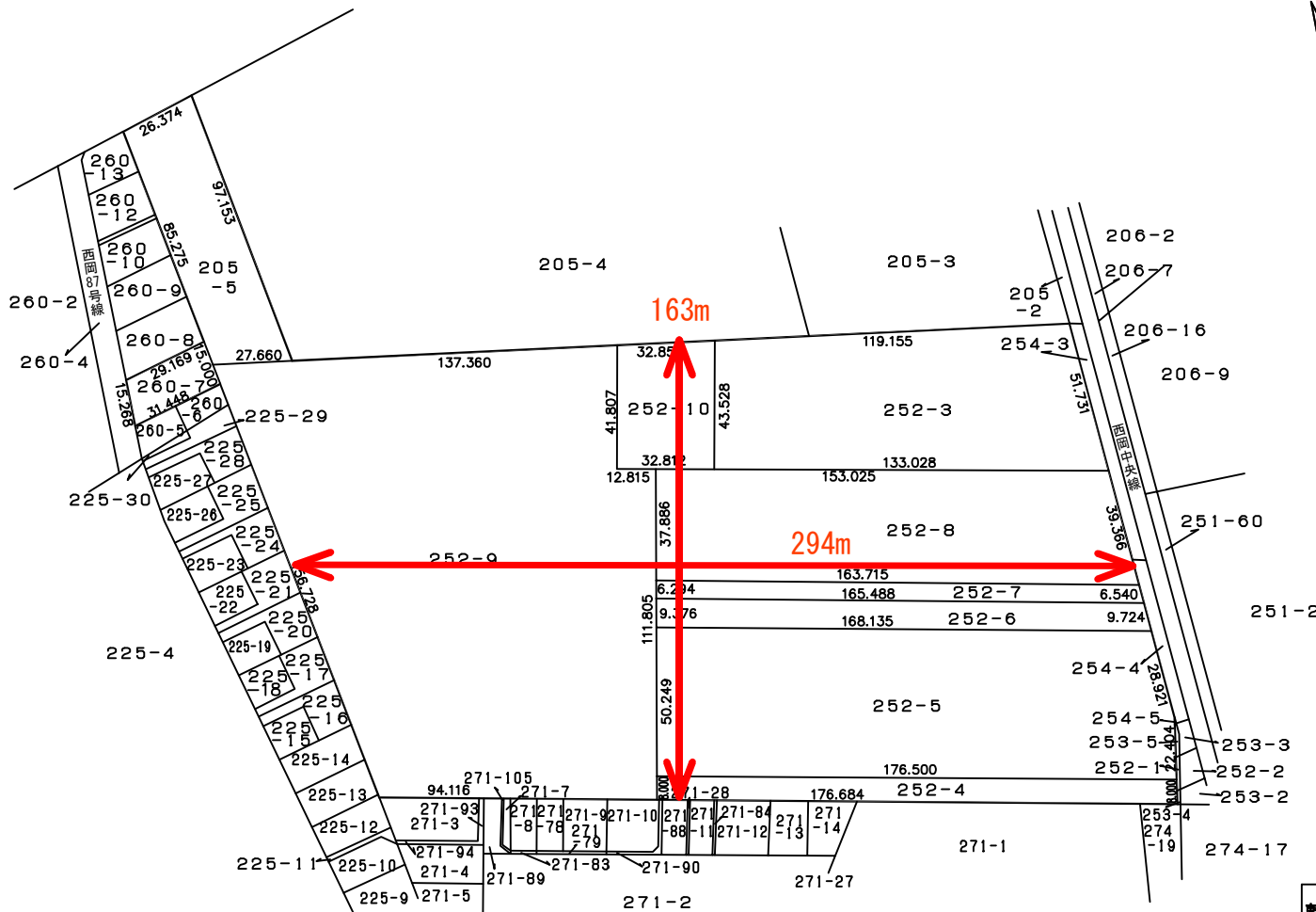
平成 25 年 12 月 20 日			
公園名	西岡中央公園		
土地の所在	西岡1条7丁目		
現況図番号	13-10	縮尺	1:1100
作成者	札幌市みどりの推進部みどりの管理課		
所管課所名	札幌市みどりの推進部みどりの管理課		

計画・設計業務対象を着色範囲 (26,050㎡) とし、
測量業務対象を公園面積 46,815㎡とする。

都市公園台帳敷地図

西岡中央公園施設改修及び樹林地管理計画検討業務

コンクリート標埋設状況		
有	正常	
	破損	
	傾倒	
	地上+ 地下-	
無		
地番	地目	公簿地積
205-5	公園	2393 m ²
252-3	雑種地	5900 m ²
252-4	雑種地	1412 m ²
252-5	雑種地	8738 m ²
252-6	雑種地	1564 m ²
252-7	雑種地	1036 m ²
252-8	雑種地	6000 m ²
252-9	雑種地	17920 m ²
252-10	雑種地	1400 m ²
260-7	公園	451 m ²



整理番号 豊地 4

昭和 60 年 3 月 10 日			
公園名	西岡中央公園		
土地の所在	西岡1条7丁目		
現況図番号	13-10	縮尺	1:1000
作成者	札幌市みどりの推進部みどりの管理課		
所管課所名	札幌市みどりの推進部みどりの管理課		